む こ がわ

# 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)<sup>※</sup> 【県原案】<sup>※</sup>

# [9月16日時点修正案]

- 注 1) 本修正案は、修文論点に関する委員意見の整理表(資料 3-2)をもとに、9月2日 時点修正案(整理版)を修文し、当該頁を抜粋した資料である。
- 注 2) 各修正箇所に示した番号は、修文論点に関する委員意見の整理表(資料 3-2) に記載している整理番号と対応している。

### 【修文の凡例】

は9月9日時点修正案からの削除箇所

赤字 は9月9日時点修正案からの追記箇所

は9月2日時点修正案からの削除箇所

青字 は9月2日時点修正案からの追記箇所

# 武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)

※標記の計画は、今後制定する「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に 関する要綱(仮称)」に基づき、県及び流域市によって設置される「武庫川流域 総合治水推進協議会(仮称)」において策定を予定している。

ここに示した【県原案】は、河川整備計画(原案)審議に関連するため、兵庫県が、流域市の意見を踏まえて、作成したものである。

# 17

### 第1章 はじめに

武庫川の想定氾濫区域内の人口や資産は、全国の国管理河川の上位クラスと肩を並べており、 その中でも下流部築堤区間の沿川は、人口・資産が高度に集積している。そのため、ひとたび 堤防が決壊し氾濫すると甚大な被害が予想される。

さらに、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因して集中豪雨が多発している。平成 16 年 10 月の但馬地域や淡路地域を襲った台風 23 号による災害以降も、平成 21 年 8 月の台風 9 号による兵庫県西・北部豪雨災害が発生しており、沿川地域に多くの人口・資産が集積している武庫川においても、このような豪雨に備え、洪水に対する安全度の向上を早期に図る必要がある。

一方、これまでの我が国の治水対策は、河道拡幅等の河川改修を進めることにより、流域に降った雨水を川に集めて、海まで早く安全に流すことを基本として行われてきた。しかし、都市化の進展に伴う流出量の増大、氾濫の危険性の高い低平地などへの人口・資産の集積、市街地での河道拡幅の難しさの増大、さらには近年頻発する集中豪雨による極めて大規模な洪水氾濫の危険性の拡大など、通常の河川改修による対応に限界を生ずるようになってきている。

このようなことから、従来の河川改修や洪水調節施設の整備等を基本とする「河川対策」と合わせて、流域内の保水・貯留機能の確保等の「流域対策」及び、水害が発生した場合でも被害を小さくする「減災対策」を組み合わせた「総合的な治水対策」を推進することが、極めて重要となっている。

以上のことを背景として、河川管理者である兵庫県知事は、「総合的な治水対策」に取り組む、武庫川水系河川整備計画(原案)をとりまとめた。

この内、流域対策と減災対策は、県と流域市が協力して進める必要があるため、「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」を設置し、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」を策定した。

この計画の実施にあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検するとともに、県が「武庫川水系河川整備計画」のフォローアップのために設置する「武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会(仮称)」での、流域対策、減災対策に関する意見も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

流域対策、減災対策についての基本的な考え方は、次のとおりである。

### 2 情報提供体制の充実と水防体制の強化(守る)

住民の円滑かつ迅速な避難活動や地域での水防活動を支援し、洪水による被害の軽減を 図るため、武庫川下流部を「洪水予報河川」に指定し、洪水予測情報の充実を図る。

また、河川の画像情報や防災無線の整備を進めるなど、住民に迅速にかつ確実に防災に関する情報を提供する。

#### (1)避難情報の伝達

県は、市及び住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。 市は住民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実 を図る。

### (2)河川情報の伝達

県は、河川が氾濫した場合に大きな被害が想定される武庫川下流部<u>において<del>を対象に</del> 洪水予報河川に指定し</u>、気象台と<u>共同協力</u>して、雨量と水位を予測して発表する「洪水 予報」を実施する。

また、既存のシステムの拡充を図り、水防上重要な箇所で増水する河川の画像情報を 市や住民に提供、配信していくとともに、サイレン・回転灯を設置して、迅速な避難活 動の支援を図る。洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支 援を図る。さらに、地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信の検討を進める。

### (3)水防体制の強化

県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を、県は毎年増水期前に開催するなど、水防に関する相互の情報共有や連携強化に努めている。

また、県は、大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上を図ることを目的に、実践的な演習を行い、市は、県、防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、防災態勢の強化に努める。

### 4 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)

浸水被害が想定される地域において、河川対策とともに水害に備えたまちづくりへの誘導策を県・市の関係部局で検討する。また、水害からの早期復旧を図り、平常時の暮らしを回復するため、保険制度への加入促進を図るなど水害への備えに万全を期すよう努める。

#### (1)水害に備えるまちづくりへの誘導

県及び市は、まちづくりとの連携に不可欠な水害リスクに対する認識を高めると共に、水害時に深い浸水深となるなど水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け県・市の関係部局で検討する。

### (2)重要施設の浸水対策

県及び市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの 誘導を図るため、小学校、中学校など避難所や病院など公共施設等において、電気設備 等を浸水想定水位より上に設置したり、地下室を浸水が生じない構造とするなど、重要 施設の浸水対策について検討する。

#### (3) 水害に対する保険制度の加入促進

県及び市は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)」等の保険制度への加入促進に努める。

## 第5章 計画の見直し等に関する事項

県及び市は、計画の進捗状況に関し協議会において報告を行い、その活動状況等を適切に情報発信する。

また、実施にあたっては、P<u>lan(計画)</u>、D<u>o(実施)</u>、C<u>heck(点検・評価)</u>、A<u>ction(処置・改善)</u>のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検するとともに、県が「武庫川水系河川整備計画」のフォローアップのために設置する「武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会(仮称)」での、流域対策、減災対策に関する意見も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

**17** 

# ① 減災対策の推進において検討すべき項目案※ 3

| 1 水害リスクに対する認識の                               | 向上 (知る)  |
|--|--|
| <ul><li>(1) 水害リスクを知る機会</li><li>の提供</li></ul> | < 水害リスクの提供案 >  |
|  | ④土地・家屋取引時の情報提供<br>⑤電柱へ浸水実績水位または氾濫想定水位の表示など   |
| (2) 水害リスクを知るツールの整備                           | <ul> <li>&lt;ハザードマップの改良項目案&gt;         ①最大浸水深         ②歩行困難度(氾濫流の最大流速)         ③洪水到達時間         ④内水         ⑤他河川との同時破堤         ⑥流速と家屋被害の傾向</li> <li>&lt; C G ハザードマップの映像等の活用案&gt;         ①ビデオ化、DVD 化して配布         ②県政番組、市政番組などで放映</li> </ul> |
| (3) 防災の担い手の充実                                | <ul><li>○ 宗政番組、市政番組などで放映</li><li>&lt;防災の担い手育成・活用制度の充実案&gt;</li><li>①防災の担い手の養成講座の開講</li><li>②県・市町防災担当職員への研修</li><li>③防災の担い手の登録</li></ul>  |
| 3 的確な避難のための啓発(                               | 逃げる)   |
| (1) 自助の取組の推進                                 | <防災の基礎知識としてのハザードマップ等の啓発方策案> ①県・市防災担当者への配布 ②ホームページへの掲載 ③防災研修等での活用 ④学校の授業での活用 ⑤住民ワークショップなどでの活用   |
| (2) 共助の取組の推進                                 | <住民同士の助け合いを進める方策案><br>①住民への働きかけ(危険度認識アンケートの実施など) [再掲]  |
| 4 水害に備えるまちづくりと                               | 水害からの復旧の備え(備える)  |
| (1) まちづくりへの誘導                                | <深い浸水深となる地区での検討項目案><br>①土地利用の誘導<br>②上層階避難が可能な建物への誘導<br>③地下室建設抑制  |
| (2) 重要施設の浸水対策                                | <浸水対策の案> ①敷地のかさ上げ ②敷地の堤防等での囲い込み ③建物の高床化 ④建物外壁での遮水 ⑤電気設備等の浸水対策  |

※ 減災対策検討会で検討すべき具体案として提案があった項目を整理して掲載している。

## ◆浸水被害の拡大を防止するための措置 に関する事項(減災対策)

## 1 水害リスクに対する認識の向上

(知る)

- (1) 水害リスクを知る機会の提供
  - ・我がまちを歩く体験型講座の開催
- (2) 水害リスクを知るツールの整備
  - ・ハザードマップの改良、強化
  - ・映像の活用
- (3) 防災の担い手となる人材の育成

# 2 情報提供体制の充実と 水防体制の強化(守る)

- (1)避難情報の伝達
- (2)河川情報の伝達
- (3) 水防体制の強化

### 3 的確な避難のための啓発(逃げる)

- (1) 自助の取組の推進
  - ・手作りハザードマップの作成
- (2) 共助の取組の推進
  - ・ 避難体制の確立等
- (3) 公助の取組の推進
  - ・避難所間の連携等

# 4 水害に備えるまちづくりと 水害からの復旧の備え(備える)

- (1)水害に備えるまちづくりへの誘導
- (2) 重要施設の浸水対策
- (3) 水害に対する保険制度の加入促進

### ◆減災対策進め方の具体策

# 具体策1 流域市と連携したモデル地区での地域防災力の強化

第1ステップ きっかけづくり まち歩きによる体験型講座の開催

### 第2ステップ 住民意識向上と減災対策の具体化

- ①図上での防災訓練(DIG)の実施
- ②防災マップ、手作りハザードマップの作成
- ③講演会等のイベントの開催

### 第3ステップ 実践への展開

- ①「地区避難所マップ」の作成(防災マップ、 手作りハザードマップの充実)
- ②自主防災組織を活用した避難誘導のしくみ の構築
- ③防災訓練、防災教育の継続的な開催
- ④住民それぞれに対応した避難プラン(マイ プラン)の作成

# 具体策2 住民避難や水防活動に対する 河川情報の提供

- ▶・洪水予報の実施<del>河川の指定</del>
  - ₹ }
- 防災無線の整備
- ・河川監視カメラの設置、画像の提供
- ・サイレン・回転灯の設置

# **具体策3** 流域市と連携したまちづくりへの 働きかけ

- 1 重点検討地区の設定
- 2 減災のための土地利用や住まい方へ の誘導に向けた検討

(県関係部局、下流域4市)

3 まちづくりとの連携に向けた

住民意識の向上

- ①水害リスク情報の提供
- ②減災のための土地利用や住まい方に 関する地域での勉強会の開催

# 具体策2 住民避難や水防活動に対する河川情報の提供

水防活動を迅速かつ円滑に行うため、増水期前に、県・ 市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を開催し、 水防体制や非常時の連絡系統、水防に関する相互の情報 共有等の調整を行っている。

また、関係機関が参加する水防情報伝達訓練、市町職員・消防団員等を対象とした水防技術講習会を実施している。



さらに、洪水時に水防活動の主体となる流域市が確実に水防活動を行えるようにすると 共に、住民の円滑かつ迅速な避難活動を支援するため、武庫川下流部<u>において</u>を「洪水予報<u>を実施する河川」に指定し、洪水予測情報の充実を図る</u>。また、防災無線の整備、河川 監視カメラの設置、画像の提供、洪水危険情報の提供、サイレン・回転灯の設置を進め、河川情報等の提供に努める。





